

令和3年7月より水道メーターの「検針」及び上下水道料金の「請求」が2カ月に1回に変わります

経営改善の一環として、令和3年7月から検針及び請求を「奇数月」に行う地域と「偶数月」に行う地域に分けて、これまでの「毎月検針・毎月請求」から2か月に1回の「隔月検針・隔月請求」に変更します。

※現行の基本料金、超過料金に変更はありません。

※支払い方法に変更はありません。再度の手続きは不要です。

●**検針地域**：検針・請求を「奇数月」（7月、9月、11月、1月、3月、5月）に行う地域と「偶数月」（8月、10月、12月、2月、4月、6月）に行う地域に分けて実施します。

●**隔月検針導入の移行調整**

- ・奇数月検針地域：令和3年7月検針分は1ヶ月の請求となります。
- ・偶数月検針地域：令和3年7月検針は行いません。

●**水道料金・下水道使用料の請求方法**

2か月ごとに検針を行い、検針した2か月分の水量を均等に使用したものとみなして、当月分と前月分として算定し、合計して請求します。1月あたりの請求金額が増えることはありません。

（詳しくは下記の表をご参照ください。）

※今回対象となる方には令和3年6月検針の時にご案内を配布します。（その際、奇数月検針又は偶数月検針のどちらになるかをお知らせします。）

※マンション等にお住まいの方で香芝市上下水道部と直接給水契約を結んでいない方（上下水道部に直接料金を支払っていない方）やメーター口径40ミリ以上の大口径を設置している場合については、原則として変更はありません。

※隔月検針の実施により検針の回数が減るため、宅地内（メーターから敷地側）での水漏れなどの発見が遅れる可能性があります。従来より宅地内の水道管理はお客様の責任で管理していただく必要がありますので、定期的にメーターを確認していただき、漏水の早期発見にご協力をお願いします。

令和3年7月
隔月検針スタート

使用月		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
奇数月 検針区	検針	○	○	○	○	○	○	○
	請求	4月 使用分	5月 使用分	6月 使用分	7月 使用分	8,9月 使用分		
偶数月 検針区	検針	○	○	○	○	○	○	○
	請求	4月 使用分	5月 使用分	6月 使用分	7月-8月 使用分		9月-10月 使用分	